

第 98 回全国安全週間 鳥取労働局長メッセージ

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、これまで一度も中断することなく続けられ、今年で98回目を迎えます。

昨年(令和6年)の鳥取県内の労働災害の発生状況は、全産業において、新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除いた休業4日以上死傷者数が514人と前年比40人(7.2%)減少し、死亡災害は3人と前年から1人減少しました。

他方、就業人口の高齢化に伴い、高年齢労働者の「転倒」や「腰痛」といった労働者の作業行動に起因する労働災害の増加が継続しているほか、従来からある「墜落・転落」や「はさまれ・巻き込まれ」災害も依然として多く発生しています。

こうした中、高年齢者の災害防止については、本年度、改正労働安全衛生法が5月に成立し(施行日令和8年4月1日)、高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理その他必要な措置を講じていただくことが求められています。引き続き、エイジフレンドリーガイドラインでの取組を実施していただくとともに、その際にはエイジフレンドリー補助金の活用等についても御検討ください。

また、近年、熱中症による死亡者が全国で毎年30名程度発生している状況を踏まえ、改正労働安全衛生規則が今年4月に成立、6月に施行されました。

熱中症のおそれがある作業者を早く見つけて、迅速適切な判断ができるような体制整備、対応の手順作成等が求められていますので、ご対応をお願いします。

すべての働く方が、安心して安全に働ける職場の実現を目指し、令和7年度全国安全週間は、

「多様な仲間と 築く安全 未来の職場」

をスローガンとして、6月1日から6月30日を準備期間、7月1日から7月7日までを本週間として展開します。

各事業場におかれましては、全国安全週間を契機として、労働災害防止の重要性について改めて認識を深めていただき、安全活動の確実な実施をお願い申し上げます。

令和7年6月1日

鳥取労働局長 山下禎博